

令和6年2月1日より施行

テールゲートリフターの 操作者に対する特別教育が 「義務化」されます

荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となり義務化されます。稼働スイッチの操作・キャストストッパー等の操作昇降板操作及び格納操作など。

貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。特別教育を実施せずに労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第119条に違反することとなり6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

講習料金 **¥17,500** (税込)
6時間コース(1日間)

※上記金額には、テキスト代が含まれております。

講習内容(6時間)	学科	テールゲートリフターに関する知識	
		1時間30分	2時間
実技	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	30分
	関係法令	30分	2時間
	テールゲートリフターの操作方法	2時間	

講習を修了された方には、テールゲートリフター講習の修了証を発行いたします。
講習等日程は、西宮北ドライバースクールのHPをご覧ください。

西宮北フォークリフトスクール随時開催中

講習料金 **¥30,800** (税込)

カウンターフォークリフト・リーチフォークリフトの両方で練習できます。
既に取得済みの方で運転に自信がない方や
ちょっと練習したい方には、技能向上コースも実施しております。

4日間で
フォークリフト
免許取得が
可能※

※普通免許所持者の場合



詳細はこちらまでお気軽にお問合せ下さい。

西宮北ドライバースクール

TEL 078-904-3600

西宮市山口町名来1225-1 (自動車学校内にて実施)